

令和３年度第６回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

- 令和３年度第６回仁淀川町農業委員会定例総会を令和４年３月２９日仁淀川町交流センター３階大会議室に召集する。

農業委員定数 １４名 現委員 １４名

農地利用最適化委員 ７名 現委員 ７名

- 出席委員 １１名

欠席委員 ３名

農地利用最適化委員 ５名

欠席委員 ２名

(事務局) ５名

議案

議案第１０号…農地法第３条の規定による許可申請の審議について

議案第１１号 非農地証明願の審議について

議案第１２号 農業振興地域整備計画に係る農長地区域変更（除外）申請書審議について

議案第１３号 下限面積の設定について

その他

開会 午前９時３０分

事務局（●●） 令和３年度第６回農業委員会定例総の開会宣言

本日の農業委員出席数は１１名、在任委員は１４名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員（３番 ●●委員 ４番 ●●委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第１０号

（農地法第３条の規定による許可申請の審議について）

（１）権利取得者が町内

○受付第 25 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 122 m²

●●字●● ●●番● 117 m²

合計面積 239 m²、地目は台帳・現況とも田になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月10日事務局の●●と譲受人の●●さんの奥さん立会いの下で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 26 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●● 面積 114 m²

●●字●● ●●番 面積 330 m²

●●字●● ●●番 面積 118 m²

●●字●● ●●番 面積 519 m²

合計面積 1081 m²、地目は●●字●● ●●番が台帳、現況ともに田でそれ以外は台帳・現況
ともの畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

担当の農地利用最適化推進委員が利害関係者の為、別の委員が対応

3月15日事務局の●●と譲受人の●●さん立ち合いのもと現地確認を行いました。

- 1・現地は、農地であることを確認。
 - 2・権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
 - 3・権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
 - 4・権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
 - 5・権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第13号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 41 m²

●●字●● ●●番● 面積 283 m²

●●字●● ●●番● 面積 44 m²

●●字●● ●●番● 面積 256 m²

●●字●● ●●番● 面積 473 m²

合計面積 1,097 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月16日事務局の●●と現地確認を行いました。

- 1．現地は、農地であることを確認。
- 2．権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
- 3．権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
- 4．権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
- 5．権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 14 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●
譲受人は、高岡郡佐川町●●番地●●の●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 898 m²
●●字●● ●●番 面積 550 m²
●●字●● ●●番 面積 674 m²
●●字●● ●●番● 面積 89 m²

合計面積、2,211 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月16日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 11 号

（非農地証明願の審議について）

○受付第 5 号

申請人 仁淀川町●● ●●番地 ●●
土地の所在地番 仁淀川町●●字●● ●●番●●

地目、台帳は畑、現状は雑種地となっています。

転用された時期は、平成7年頃

転用した理由及び現在の状況は、平成7年頃、当該土地上にある防火水槽周辺が舗装整備され、現在は雑種地として利用している。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を3月22日に事務局●●の2名で実施しました。写真で見えて頂きわかるとおり、現地はコンクリート舗装や小屋などが建っており、20年以上経過しております。農地への復旧は

困難と確認してまいりました。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第 6 号

申請人 高知市●● ●●番地● ●●
仁淀川町●● ●●番地 ●●
仁淀川町●● ●●番地 ●●

土地の所在地番 仁淀川町●●字●● ●●番●

地目、台帳は畑、現状は山林となっています。

転用された時期は、年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、年月日不詳、労働力不足により、10 年以上耕作放棄地になっており現在は雑木が生えている。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 3 月 1 6 日に事務局●●と申請人の●●さん 3 名で実施しました。写真で見えたりわかるとおり、耕作放棄地となっており、現在は小径木などが生えてきており農地への復旧は困難と確認してまいりました。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

議案第 1 2 号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について）

○受付第 2 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、高知市●● ●●番地●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

地目は台帳、現況は畑となっております。

除外面積は 248 m²のうち 6.25 m²

変更の理由は携帯電話アンテナ基地局設置の為です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 3 月 1 5 日に事務局の●●と行いました。

除外される農用地は必要最低限であり、周辺農地にも悪影響は及ぼさないこと、携帯電話は必要不可欠なインフラであることからこの除外は適当であると思われます。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

議案第 13 号

下限面積の設定について)

〔事務局 ●●説明〕

(設定理由)

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局通知)が平成 22 年 12 月に改正されたことにより、下限面積を毎年見直す必要がでてきたため、仁淀川町の下限面積の設定について見直すものであります。

本町においては、近年高齢化及び新規就農者の減少が著しく、山間地域の点在小規模農地の荒廃化を防ぐため、また Uターン・I ターン等の新規就農者等に農地の所有権移転を容易にするために、農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 20 条第 2 項の規定により、平成 22 年 1 月 27 日に下限面積を 30 アールから 10 アールに引き下げております。

今回の見直しについては、引き下げ後、所有権の移転等容易になるなど効果が出ていますので、引き続き下記の通りの下限面積の設定で問題ないものと思われま

下限面積の設定 10 アール

この下限面積の設定については、全員賛成により可決しました。

その他

なし

以上で令和 3 年度第 6 回農業委員会を閉会する。

閉会 午前 10 時 30 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員